

令和6年度第1回府中市土地利用景観調整審査会 会議録

1 開催年月日 令和6年4月19日(金) 午後2時30分 開会
午後4時22分 閉会

2 出席者及び欠席者

(1) 委員 桑田 仁
田中 友章
野澤 康
横溝 惇
依田 彩
(五十音順)

(2) 欠席委員 谷垣 岳人
三輪 律江

(3) 事務局 都市整備部 計画課長 小林 茂
計画課長補佐 小川 敬義
計画課地域まちづくり担当主査 西村 拓矢
計画課地域まちづくり担当 柳瀬 郁
計画課地域まちづくり担当 永井 涼也

3 傍聴者 2名

4 議事日程

(1) 日程第1

令和5年度 第9号議案 土地利用構想及び景観構想
(日鋼町地内 府中日鋼団地管理組合)

(2) 日程第2

令和5年度 第10号議案 土地利用構想及び景観構想

(栄町一丁目地内 東京都)

(3) 日程第3

令和6年度 第1号議案 大規模土地取引行為

(4) 日程第4

その他

報告事項：土地利用構想及び景観構想

(日鋼町地内 Beta Investment Japan 特定目的会社)

5 議 事

【事務局】 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今年度、最初の審査会となります。今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

本日の議題といたしましては、日程第1として、継続案件である「日鋼町地内」の「土地利用構想及び景観構想」、日程第2として、継続案件である「栄町一丁目地内」の「土地利用構想及び景観構想」、日程第3として、新規案件である「四谷六丁目地内」の「大規模土地取引行為」についてご審議いただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、年度初めですので、他の事務局の職員をご紹介させていただきます。

【事務局】 ●●の後任として、4月1日から計画課長補佐として着任しました●●と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 地域まちづくり担当の●●です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 同じく地域まちづくり担当の●●です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 最後に、今年度から新しく審査会を担当します地域まちづくり担当主査の●●と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、●●会長、進行をよろしくお願ひいたします。

【委員】 皆さん、こんにちは。年度変わりました、令和6年度第1回府中市土地利用景観調整審査会を開会いたします。

事務局の方、自己紹介いただきましたが、顔が全く分からないので、今度直に会ったときに改めて誰ですかと聞くとお思いますのでよろしくお願いいたします。

では、本日の出席状況につきましては、●●委員から欠席のご連絡を頂いております。

それと●●委員につきましては、まだ、ご出席いただけていませんが、欠席という連絡ではないですね。

【事務局】 すみません。●●先生、欠席になりましたので、よろしくお願いいたします。

【委員】 じゃあ、お二方欠席ということで、それでも出席委員過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、会議録への署名ですが、順番で行きますと、●●委員にお願いしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

【委員】 はい、承知いたしました。

【委員】 よろしくお願いたします。

では、次に、傍聴者の有無について事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】 傍聴希望者が2名おりますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【委員】 特に問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議がない旨を確認)

【委員】 それでは、特にご異議ありませんので、傍聴の方に入ってください。

【事務局】 はい。

(傍聴者入室)

【委員】 それでは、議事を進めたいと思います。

日程第1、令和5年度第9号議案土地利用構想及び景観構想（日鋼町地内）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、日程第1、令和5年度第9号議案土地利用構想及び景観構想につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、令和6年1月15日付で、日鋼町地内におきまして、土地利用構想及び景観構想の届出があり、令和6年2月20日の本審査会において、ご審議いただいている案件でございます。

それでは、前回の審査会でのご意見を踏まえ、事業者より回答がありましたので、今回送付させていただきました資料に基づき、ご説明いたします。

なお、今回の内容につきましては、市としても了承しているものではなく、協議を継続している状況でございます。本来であれば意見に対する回答を整えてから審議していただくこととなりますが、意見の中で要望のあった資料が何点か用意できていることと、現時点での事業者側の考えが示されたことから説明させていただきます。

初めに、資料の構成をご説明いたします。

まず、資料右下にページ番号を示しておりますのでご確認ください。

1 ページ及び2 ページが前回審査会でいただいた質疑等を整理した事前協議シートとなっており、3 ページから11 ページに質疑に対する資料を添付しております。

それでは、説明を進めさせていただきます。

1 ページの事前協議シートをご覧ください。

番号1、「現日鋼団地は一団地認定を受けており、各住棟や通路、空地など、総合的な考慮がなされていると考えられるが、建て替えに当たり、一定の配慮がされていたものがどう更新されるか整理しておくべきである。とりわけ、現在の歩行者ネットワークがどのようなもので、今回の計画で減退しないか、検証し、歩行者のネットワーク図などを作成、また、それに囲われているエリアや最短距離がどう変化し、それが最適なのかを検証できる資料を提示してほしい」との意見と番号2、「現日鋼団地内の空地や通路において、既存のコミュニティーが形成されていると思うが、本計画において、それらが減となるよう感じている。貫通通路はA棟とB棟の間に必要ではないか」との意見がございました。

資料3 ページをご覧ください。

こちらは、現況の歩行者動線図になります。

「当該地の一団地認定の時期が古く資料が確認できないことと、本建て替えでは、一団地認定は廃止する予定」であるとのことです。また、「現歩行者ネットワークのうち、近隣住民は東西に抜ける歩行者・自転車動線が複数見受けられる。これまで自由に行き来ができていたが、自転車による危険な通路走行や、歩きたばこ・ポイ捨て、盗難等防犯上の問題も発生

していることから、セキュリティの切れ目となる保留敷地との境に、貫通通路の設ける計画である」旨の回答がございました。

市としてもA棟とB棟の間に貫通通路があることが望ましいと考えているため、今後も協議を続けてまいります。

番号3「当該地内の樹木について、どの程度残せるのか、樹木の位置等を示し、どうやったら残していけるのか検証し、それらが分かる図面を示してほしい。バランスシート型でどれだけ緑量が創出されるのか、開発により改善されるのかが分かるようにしてほしい」との意見がございました。

資料4ページをご覧ください。こちらは当該地に既存樹木を丸で表示したものになります。

また、資料5ページをご覧ください。こちらは既存樹木の位置を本計画の図に表示したのものになります。

「新植する樹木も建て替えの歴史を継承し、今後再建マンションと共に育っていくようシンボルツリーを設けた検討をしていく。現状、2メートルを超える中高木は敷地内に保存樹木約50本を含め約155本あり、建て替え計画により、中高木を約400本を新植、既存樹は一部残せるように、樹木医診断も行い検証し、緑量の増加を目指していく」との回答がありました。

番号4「現日鋼団地の居住者に対し、居住の持続についてどのような配慮や工夫をしているのか」との意見がございました。

「建て替え事業期間中は北側保留敷地を仮住まいに利用できるよう、選定ルールや維持計画について検討中で、敷地内仮住まいの実現によって、持続的なコミュニティや仮住まいによる負担軽減を期待している」との回答がありました。

番号5「当該地に隣接している緑地やオープンスペース、あるいは道路網との関連性が分かる図面を用意してほしい」との意見がございました。

資料6ページをご覧ください。こちらは当該地におけるコンセプトになり、当該地及び隣接する緑地、空地等を表示したのものになります。「東側インテリジェントパーク沿いの緑地帯やすずかけ公園と調和させるよう、計画地東側にも緑地帯やオープンスペースを設けた計画としている。地域の植生に基づいた植栽計画を行い、緑の調和も図る。また、計画地西側には緑地帯が少ないため多くの緑地帯を設け地域に潤いを与え、緑のネット

ワークの形成に寄与する」との回答がございました。

番号6「南東側に設置している駐車場の出入口の車路と車寄せが円状になっているが 필요한のか。あまり必要ないのであればオープンスペース等にしたらどうか」との意見については、「宅配車両やタクシーや介護送迎車等、周辺道路に路上駐車が極力出ないような配置として車寄せスペースを計画している」との回答がございました。

番号7「駐車場の台数を減らすことで、まとまったオープンスペースを確保できないか」との意見がございました。

「駐車場台数は、地権者の再取得住戸約500戸のうち、駐車場の要望が約50パーセント、また保留床約380戸のうち約80パーセントが必要と考えており、計画全体では約60パーセントとしている。建築基準法上、現計画から自走式駐車場を多くすることや機械式駐車場を増設することはできないため、平面駐車場で確保している」との回答がありました。

番号8「中庭はもっと日の当たる場所にとったらどうか」との意見、番号9「共用部と屋外の空間がどのように関連性をもって計画しているのかが検証できるような図面を作ってほしい」との意見、番号10「共用部が図面上、通常の住戸のようで、地域に開かれた施設には見えない。外との関係など、共用部としてふさわしい空間づくりが必要だと思う。加えて、周辺の住民とコミュニケーションが取れるような造りにしてほしい」との意見がございました。

「共用部及び中庭は居住者用で、集会室やラウンジ、キッズルーム等などの利用を想定しており、中庭を隣接させ、動線やコミュニティー等の一体的な空間構成の創出を図る計画としている」との回答がありました。

市としては、保育施設など、地域に開かれた共用スペースも必要であると考えているため、今後も協議を続けてまいります。

番号11「計画の自主管理公園の形状では子供たちが遊ぶイメージができない。同じ面積を取るのであれば、別の形状のほうがよいのではないか」との意見、番号12「自主管理公園の具体的な整備と利用について教えてほしい」との意見がございました。

「当該地西側には緑地空間が少ないため、自主管理公園を西側の現計画の位置に配置している。整備の方針は、季節の緑を感じることができる地域の間や幅広い世代が交流できる空間として、散策エリアや触れ合いの場

となる広場、地域防災にも寄与する設備などの整備とする」との回答がありました。市としても自主管理公園の位置や整備の方針について現計画が望ましいとは考えていないため、今後も協議を続けてまいります。

番号13「スラブと手すりの色について教えてほしい」との意見、番号14「立体駐車場の壁面の仕上げについて教えてほしい」との意見がございました。

資料7ページから10ページをご覧ください。こちらは当該地における立面図に手すりのマンセル値を追記しており、手すりはマンセル値N1、スラブはマンセル値N8.5を想定し、自走式駐車場の壁面は、マンセル値N3の金属パネルを想定している」との回答がありました。

番号15「建物の階高を教えてほしい。平均3メートルと読み取れるが、最近の建物に比べると大分低いのではないか。事例等も確認してほしい」との意見がございました。

資料11ページをご覧ください。標準矩計図になります。「計画では基準階高は、2.87メートルで考えており、他事例でも同様の階高である」との回答がありました。

番号16「西側と南側の市有通路が認定されると、周辺の土地の使われ方が変わってくるのではないか。その場合、日鋼団地側に向けた家が多くなり、車の往来なども多くなると思われるが、自主管理公園の位置はこの場所で大丈夫か」との意見がございました。

「自主管理公園については、将来の交通量の変化などに対応できるよう、人のたまりができる場所には植樹帯や安全対策を検討する」との回答がございました。

番号17「すずかけ公園に面しているが、そこへの配慮が見て取れないが、そこを意識した造りにする必要があるのではないか」との意見がございました。

「すずかけ公園や東側インテリジェントパーク沿いにある緑地帯と調和するよう計画地東側にも緑地帯を設け、地域の植生に基づいた植栽計画とする」との回答がありました。

番号18「周辺との調和とあるが、インテリジェントパークの建物より大きいのではないか。調和というのに違和感がある」との意見がございました。

「インテリジェントパーク側の第一生命府中ビルディングと同等の高さとし、整然とした配棟計画とすることで町並みの調和を図るとともに、西側に対しては敷地境界線から建物との離隔を取り圧迫感の軽減を図る」との回答がありました。

番号19「現日鋼団地は各棟で様々な方向を向き、様々な表情をしている。今回の計画のA棟とB棟は同じであり、あまり配慮が感じられないため、配置や住棟の形についてももう少し工夫してほしい」との意見がございました。

「建物や自走式駐車場等を敷地の中央に寄せ、敷地周辺に空間を創出し緑が多く取れる配棟計画とし、地域に緑の潤いと豊かさの創出を目指した計画としております」の回答がありました。

最後に資料はございませんが、本件は地域まちづくり条例に基づく大規模開発事業の手続きにおきまして、土地利用構想の写しの縦覧を令和6年2月1日から2月22日まで行い、意見書の提出可能期間は2月29日までで、8通の意見書が提出されました。その後、事業者から意見書に対する見解書が提出され、土地利用構想に関する見解書の写し及び意見書の写しの縦覧を令和6年4月8日から4月22日まで行っております。

意見書の主な内容として、A棟とB棟の間を東西に通り抜けられる道を設けてもらいたい。

北側の敷地を含めると2,000戸程度と想定できるが大規模過ぎるのではないかと、計画戸数を再検討してほしい。建物の高さを低くしてほしい。配置等を再考し日照障害を低減してほしい。昼まで太陽が遮られてしまうことは許せない。圧迫感を減らしてほしい。西側通路に日が当たらないのは子供たちにとって危険である。圧迫感の軽減と現状の日当たりを保証してほしい。日照時間が激減するのは問題である。少しでも建物を低くし、日が当たるようにしてほしい。計画の進捗状況を周辺住民にも報告してほしい。工事による家屋へのダメージについて。地域の公共機関、公共施設への影響について。太陽光発電への影響について。風の影響について。電波障害について。解体時の影響について。建て替えに反対である。

などの意見がございました。

見解書の主な内容として、東西通路については防犯上の観点から現計画の位置で考えている。建物の階数は計画上必要な戸数を確保するため必要

である。解体などの工事では安全対策や家屋調査等を行う。圧迫感は自主管理公園を設け配慮した計画としている。風の影響はシミュレーションで確認する。太陽光パネルへの影響については、本計画は法律にのっとりた建物としている。電波障害は事前に調査する。計画の進捗は条例に基づく説明時などに条例に則した範囲に発信していくとの見解が示されました。今後、公聴会を開催する予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【委員】 ありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

まだ協議半ばということもあり、それから手続的にも今後公聴会が開かれるということですが、我々として、もう少し議論するのにこういう資料があったほうがいいのか、このあたりを確認したいということがあれば、今日のうちに出しておいたほうが良いと思いますが。

はい。●●委員、どうぞ。

【委員】 十分に読み込めてなくて、断片的で恐縮なのですが、冒頭に説明があった、まず回答の1番で、当時、一団地の認定をしたときは、府中市さんが特定行政庁になる前だった可能性があるということですか。86条の日程ですので、特定行政庁になった後に、今、府中市さんできると思うんですけど、その点をまず確認したいのと、そうでないならば、どちらが特定行政庁として責任を持って認定をされたのかということ、認定ですので、確認申請が出ているわけじゃないので、認定者がある程度、認定のときの総合的な配慮というのを、その当時はアカウンダブルであって、今も多分それが、何らかの資料があるはずだと思うんです。それは、その認定をされた権限者に事業者がちゃんと確認を、責任を持って確認をして回答するべきではないかというのが1点目ですね。

それから、ここの回答にある「自由に往来ができる状態である」ということ、通路なので当たり前なんですが、その結果、自転車による危険な通路走行とか、歩きたばこ、ポイ捨て、盗難防止などが発生しているというのは、これは別に一団地、団地の認定の、計画上の問題に必ず由来するものではないですね。じゃあ、事業者は十分な計画をした結果、これを完全

にない状態にできるのかということですね。貫通通路とかありますけど、じゃあ、この事業者、貫通通路においては一切自動車に、自転車による危険な通行や歩きたばこ、ポイ捨ては、一切ないんですねって話になるんですね。やっぱりその辺がちょっと因果関係をきちんと整理をして回答していただくべきではないかなというような、ちょっと思ったことです。

それから2番目の樹木のことですけれども、今回プロットしていただいているんですが、これだけの大規模なものなので、やはり残せるものは残すのではなくて、主要な樹木というのは残すということを検討するべきじゃないかなと思うんですね。例えばですが、本学の中野キャンパスが中野駅の近くにありますが、皆さんご存じのようにあそこはもともと、中野学校の土地で、その後、警察が使われていて、その後、開発が行われて、オフィスの開発、都市計画公園、それから3つの大学施設が来ていますが、その分割をするときに、中央にある部分に敷地内の大きな樹木を全部移設したんですね。なので、まだ、あのキャンパス自体は、まだ11年しかたっていないんですが、しっかり緑量のある緑があるわけです。ですから、既にここにある緑について、邪魔だから切るというスタンスでいくのか、そうじゃなくて重要なものは残していくということを前提に事業や計画を考えていただくのかというのは分かれ道だと思うので、その辺をきちんと考え方を聞きたいなというふうに思います。

まずは、この2点。確認も兼ねてお願いします。

【委員】 特に前半のお話、市の方お分かりになりますか。一団地認定を行ったのはどこなのか。

【事務局】 会長よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【事務局】 こちら日鋼団地自体ができたのが昭和41年ということになってございまして、その時点で、一団地認定も行われているものと思われまして。この時点ですと、まだ府中市は特定行政庁になっていないという状況でございまして、恐らくこのときは東京都のほうで認可したものだというふうに考えております。

当時の資料につきまして、今現時点では、府中市が特定行政庁となつてございまして、府中市の建築指導課に確認している中では、その資料については、ないということがございまして、こういった形で条件をつけて

一団地認定をしたのかというのが、府中市でも不明となっている状況になってございます。

1点目がそういう形になります。

【委員】 東京都には確認してないんですか。

【事務局】 東京都には、この件に関して直接は確認しておりません。ですが、他の件におきまして、東京都にそういった資料があるのかという確認をした際に、全て府中市に引継ぎを行っているので、もうないという話は頂いているところになります。

【委員】 はい。

【事務局】 2点目として、そうですね。自由通路の貫通につきましては、おっしゃるとおりかと思えます。こちらの因果関係につきましては、事業者にも確認させていただきまして、また次回のごときに改めて提出させていただきたいと思えます。

3つ目の樹木の件でございますけれども、この日鋼団地の中の樹木につきましては、保存樹木になっている、府中市が指定している保存樹木になっているところもございまして、おっしゃるとおり保存していく樹木ということで位置づけさせていただいているところもございまして、府中市としても、できるだけ残していただきたいという考えはございます。こちらについても、事業者とは引き続き我々としても協議させていただいて、残せるものは残して、必要なものについては、移植も考えていただきたいと、お話をしていきたいと考えております。

以上です。

【委員】 ●●委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。1点目については、詳しい資料はなかったとしても、当時の認定基準はあるはずですよ。86条。そうであれば、現在特定行政庁である府中市が当時の認定基準、東京都の認定基準がこうであったならば、当然現在特定行政庁として権限を引き継いだ府中市が、その建設時の1個前の認定基準がこうであったならば、その継続性において、こういうような水準のものとか、こういうような内容のものは、総合的な計画の中で確認するであろうとか、きっと、こういうことは要望したであっただろうという見解をいただきたいですね。それに照らして、今回の計画を吟味していかないと、ないから何をやってもいいということにならないはずなので、そ

の当時に、当時の認定基準に基づいて東京都が権限者として一団地認定を行ったことは事実なので、その一団地認定の認定の中に含まれる総合的な設計というのは何であったのかを確認して、それに照らして議論するべきだというふうに思います。

【事務局】 ありがとうございます。私たちのほうで、宿題とさせていただきます。

【委員】 よろしくお願ひします。

【委員】 はい。他に何かございましたらお願ひしたいんですが、よろしいでしょうか。

他の方から何もなければ、前回の資料のうち、追加資料であったものだと思うんですが、この敷地に東山道武蔵路、かつての古い、掘れば遺跡が出てくるはずの道が抜けているかと思うんですけれども、その表示がある図面があったかと思うんですけれども、図面があっただけで特にそれに対する内容が何も示されてはいなかったように記憶しているんですが、そのあたりって、府中市のふるさと文化財課と何かコミュニケーション取っているんですか。前、議論したときも、私から東山道の話は質問したように思うんですけれども。

【事務局】 画面のほうに前回参考資料としてお示ししたものがあります。こちら、敷地内に東山道武蔵路が入ってしまっていて、一応、こちらについては、ふるさと文化財課は認識をしております。

具体的な整備とか、何を求めていくのかというところまでは、まだ話がそこまで詰まっていないところですね。何ができるのかというのを模索していく、していけるような現状になります。以上です。

【委員】 模索しているだけで、そのまま、この開発ができ上がっていくという可能性もあるんですね。保存するなんていう話ではないと思うんですけれども、何かオープンスペースに重なってくるところがあれば、痕跡を残すような対応があってもいいのかなと思うんですけれども、それじゃないと普通の広場とか、普通の公園になっちゃうだけかなと思うんですけど。

【事務局】 会長、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【事務局】 こちらにつきましては、庁内でも打合せをさせていただいている中で、担当課のふるさと文化財課のほうで、こちらは既存の建物の解体だとか、新規建物建設に伴う文化財の発掘調査についての調整と実施を進めていく

ということで、一部、今、調整を進めているところになってございます。

こちらについて、東山道武蔵路につきましては、今のところ、現地での記録の掲示などの活用についてしていく必要があるだろうというところで、事業者にはお話をさせていただいていると伺っております。

自主管理公園が近くに整備されますので、今の予定では、そういったところに配置してはどうかという話が出ているところがございます。以上です。

【委員】 埋蔵文化財調査で満足しないで、何かもう少し積極的に、この団地の一つの売りにもなるような生かし方って、ちゃんと考えるべきかなと思うので、そのあたりよろしく願います。他にいかがでしょうか。ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

【委員】 もう1点よろしいですか。

【委員】 はい、●●委員、どうぞ。

【委員】 指摘事項の番号の6番を見ると、車の円形状の車回しの部分は、ここで言うと宅配車両、タクシーや介護送迎などということが書かれていますね。ですから、これは何となく片方では、利用者、人ですね、人、居住者の方が使うという。人が使うための動線として用いられるようなことになっています。そうなってくると、さらに7番から、8、9、10番を見ると共用部中庭が居住者が利用する。居住者というのは、先ほどの人というのと一致すると思うんですが、集会室、ラウンジ、キッズルーム利用を想定したというくだりがありますよね。そうすると、ここのエントランス広場から共用部、中庭というところが一体的に利用できるのかということは大変になってきますけども、これ見るとそういうような動線があまり明確でなく、むしろ駐車場の中を歩いていかないとそこに到達できないような感じになっていたり、そういうこともちょっと心配しています。

それから、もう一個気になるのは、これで言うと右側の図は、むしろ近いところにごみ置場って、廃棄物、集積場所とかになっているよね。これは、居住者のごみ出しにそのときは使うんですが、居住者が、人が使うというのは最近です。物が動く動線ですよ。これらって、多分あんまり公開しないほうがいいと思うんです。エントランス広場というのは、送迎に使うのであれば表の側なので、そこの先ほど言った前者の方の動線を考えていただいて、廃棄物やごみ、処理する、裏の動線と交錯しないように、

むしろゾーンをちゃんと分けて、そちらのほうはバックサイドなので、駐車場とか経由して、別に、駐輪場の脇であるとか、そういうところから入っていただいてもいいんですが、これを見るとあんまりそういうところの動線計画って、建築計画的な部分がちゃんと処理されてないように思われるんで、その辺をどう考えてやれるのか、あるいは、その後、どういうふうに建築計画に処理されているのかという見解をいただき、それが分かるような説明を出していただくといいのかなというふうに思いました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。では、それはお願いしておきたいと思います。

他にいかがでしょうか。ご発言ないでしょうか。●●委員、どうぞ。

【委員】 新しいことではないんですけど、一応、このA棟とB棟の間に貫通道路がちゃんと設けられるかどうかというところがかなり大事なところだと思っていて、すずかけ公園を利用される方とかが、西側のエリアからいらっしゃる方が行くにはあまりにも不便になり過ぎるし、自主管理公園との関係もきれいにつながってないですし、もうちょっとやはり使い勝手が悪くなってしまふところは、何としてでも、何とかしていただきたいなというふうな要望です。

【委員】 ありがとうございます。そこはとても重要な論点ですが、今のところ突っぱねられているので、市も協議を頑張ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。事務局。

【事務局】 会長、●●委員おっしゃるとおり、府中市としても、A棟とB棟の間に通路が設けられるのが一番望ましい形だと考えております。今そちらについては引き続き協議を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

【委員】 はい、よろしく申し上げます。

他にいかがでしょうか。

大きな論点としては、今日出ている話で言えば、その貫通通路の話とそれからオープンスペースの話、動線の話、植栽の話ですね、そのあたりがもう少しまいこと解決できていくといいものになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そのあたり重点的にやり取りをしていただければというふうに思います。

それでは、この案件につきましては、まだ公聴会も開かれるということ

ですので、継続審議とさせていただきたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 はい、分かりました。

【委員】 それでは続きまして、日程第2、令和5年度第10号議案土地利用構想及び景観構想（栄町一丁目地内）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。事務局。

【事務局】 それでは、日程第2、令和5年度第10号議案土地利用構想及び景観構想につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、令和6年2月15日付で、栄町一丁目地内におきまして、土地利用構想及び景観構想の届出があり、令和6年3月29日の本審査会においてご審議いただいている案件でございます。

それでは、前回の審査会でのご意見を踏まえ、事業者より回答がありましたので、今回送付させていただきました資料に基づきご説明いたします。

初めに、資料の構成をご説明いたします。

まず、資料右下にページ番号を示しておりますのでご確認ください。

1ページが前回審査会でいただいた質疑等を整理した事前協議シートとなっており、2ページから10ページに質疑に対する資料を添付しております。

それでは、説明を進めさせていただきます。

1ページの事前協議シートをご覧ください。

番号1「一団地認定の要件として、敷地内通路の位置づけはどうなっているのか。道路に3か所接続させる意味はあるのかなどについて知りたい」との意見については、「国分寺街道に接続する2か所の通路は通路の規定として一団地の認定要件となっております。また接道についても規定があり、北側通路は要件の接道の長さにカウントされています」との回答がありました。

番号2「明星学苑側に駐車場が近接しているが、学校側と調整ができているのか。離隔を取る必要はないのか」との意見につきましては、「明星学苑とは個別に説明を行っており、特段の意見をもらっておりません。また、敷地境界には3メートル程度の擁壁があることと、擁壁と駐車場の間にも低木を配置しております」との回答がありました。

番号3「北側通路については、両側ないし中央に植樹帯を設けたほうが

よい」との意見がございました。

資料2ページをご覧ください。北側通路部分についても緑化を行う計画としました。

番号4「自主管理公園の具体的な整備について示してほしい。また、敷地内通路が間にあることも留意した上で、栄町中央公園と連続した公園利用となるようにしてほしい。出入口も合わせる、ポンプ室を南側に寄せるなどの工夫も必要である」との意見がございました。

「西側の公園は都営住宅基準に基づき整備します。鉄棒・滑り台のような遊戯施設を建物側に1基程度、ベンチを国分寺街道側に二、三基程度設置します。舗装は管理が容易なダスト舗装を想定しています」との回答があり、また、資料2ページにおきまして、栄町中央公園と自主管理公園の北側にも出入口を合わせております。

番号5「土地利用計画図の凡例で、駐車場や北側の通路がその他でまとめられているので、歩行者用通路などの詳細に分類してほしい」との意見がございました。

資料2ページにおいて、歩行者用通路、駐車場、駐輪場の凡例を追加しました。

番号6「集会所の目の前に駐輪場ではなく屋外空間として使えるような計画とされないか。また、集会所の隣に駐輪場を設置するなどの基準があれば示してほしい」との意見については、「集会所脇に駐輪場を設置するなどの駐車場及び駐輪場の配置に関する基準はありませんが、条例上必要な数量を確保しつつ、使い勝手などを鑑みて現計画位置にしております。また、集会所の出入口側の3面は公園または緑地に面しており、特に公園側は通路を挟んでおりますが、屋外空間として一体的に利用可能です」との回答がありました。

番号7「北側の通路沿いに駐車場が多く計画されており、車両の交通量は現状よりも増えると考えられる。栄町中央公園と自主管理公園の間の通路なので、安全性に関して懸念がある」との意見については、「栄町中央公園と自主管理公園の間の通路における歩行者の安全性については、注意看板などにより対策を講じます」との回答がございました。

番号8「パネルと外壁色について色相が3つあるが、そろえたほうが棟全体としての統一感が出るため、色相を合わせるか、彩度を下げるなどの

工夫が必要である」との意見、番号9「外壁色が明る過ぎるため、明度を下げた方がよい。外壁色の1・2・3の明度は全て1下げても明るく感じるし、下げたほうが植栽とも調和する」との意見がございました。

資料3ページから8ページが立面図であり、意見を踏まえ、パネルと外壁色の色相を統一するとともに、明度を1下げ、外壁色を修正しております。

また、資料9ページ及び10ページのイメージパースにも反映させていただきます。

最後に、資料はございませんが、本件は地域まちづくり条例に基づく大規模開発事業の手続におきまして、土地利用構想の写しの縦覧を令和6年3月8日から3月29日まで行い、意見書の提出可能期間は4月5日まででしたが意見書は提出されませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、ご質問ご意見ありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。ありませんでしょうか。

【委員】 ●●です。よろしいでしょうか。

【委員】 ●●委員、どうぞ。

【委員】 集会所についてなんですけれども、大変重要なご指摘あったかと思うんですけども、屋外、特に回答の最後のあたりですけれども、「公園側の通路を挟んでおりますが、屋外空間として一体的に利用可能です」というふうにあるんですけども、ちょっと、この資料で、それがちょっと分かりにくいといえますか、どのぐらいどう使われるんだろうというのを、使いやすそうになるんだろうというのを、読み取れなかったの。そのところをもうちょっと補足して資料を用意してもらいたいというふうに思いました。現状で含まれている資料があるんだったら教えてもらえればと。

【委員】 事務局いかがでしょうか。

【事務局】 こちらにつきましては、現状、この図面以上の物は、こちらとしても事業者から提供を受けておりません。現状、集会所の詳細な図面についても、事業者で、用意していない状況です。

【委員】 分かりました。1枚、P2の平面ということですよ、多分。今のとこ

ろは。なので、まさに、こういうところのもう少しイメージがですね、どのように利用できるのかが分かりやすく伝わるような資料をお願いしたいというふうに思います。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 以上です。

【委員】 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

【委員】 ●●です。まず、今、●●委員のご意見に私も賛同いたします。6番では、集会所と公園の一体的な利用というような話題がポイントになっていく。

それから7番では、栄町中央公園と自主管理公園の関係とかというような問題になっています。

それから4番では、自主管理公園の中身が問題になっています。

これらを説明いただくのに、こうしますと言っていったほうがいいんですが、それを私たちは、確かにそれができているかというのを確認する立場なので、800分の1の図面をぱっと出して、ほとんど中身が書かれてなくて、ただ、集会所も屋根伏で、平面が分からなくて、一体的利用ですとか、可能ですとかと言われても、それはトラスト・ミーって言っていると近いので、私には一体的利用かどうか判断できません。なので、あと多分これ図面を書かれている方、当然建築学科で建築を学ばれていると思うんですが、800分の1の図面でそんなことを議論するのはナンセンスですね。ですから、適切な図面のスケールを設定していただいて、当該部分確認できるような情報を、1階の平面図ないしは周辺の概要の詳細や確認できる情報を書き込んでいただいて、公園についても、既存の公園は既存の状態、新しく設置する公園は提案された内容を書き込んでいただいて、これ、できますと言っている方の本当にできるのかどうかを説明して確認していただけるような資料を作っていただきたいというふうに思います。

それから、これらは別の話ですが、質問ですね、どちらかというと、1番の接道長さを書いてあります。これ要するに、一団地、団地の要件としての通路の接道なのか、ですよね。そこ念のため確認をしたい。

それから2番について、敷地境界に3メートル程度の擁壁があると書いてあるんですが、これは擁壁って普通言うと何か高低差があって、そこに擁壁が設けられているような用語に聞こえるんですが、レベル差があって

擁壁なんですか。それとも単にブロック塀のようなものが境界にあるということなんでしょうか。もし、レベル差があつて擁壁であれば、断面の情報を頂きたいと思います。

以上です。

【委員】 前半のお話をもっと詳細が確認できる図面をとということで、先ほどの●●委員がおっしゃったこととも共通していて、集会所周りの話と。●●委員から追加があつたのは、北側の栄町中央公園と今度の新たに造るという公園との関係、それから公園自体、それ自体ということで、もう少し詳細が確認できる図面が欲しいという、これは宿題として頂くということでもよろしいかと思いますが、●●委員のご発言の後半、接道長さと1番の回答で言っている意味、それから3番で言っている擁壁の意味を確認したいということで、これは事務局でお分かりになりますか。

【事務局】 まず、接道長さのところの回答についての意味になりますが、こちらについては、通路としてのというよりは、敷地としての接道の中で北側の部分もカウントされているというような意味合いになります。あくまで敷地が国分寺街道に接道している部分と北側の通路の部分を足した部分が接道の長さとしてカウントされているというふうになります。

【委員】 それを確保しておかなければいけないという規定になっているということ。

【事務局】 一団地認定の中で接道する長さが、幾つというのがありまして、それを満たすための数字として国分寺街道側と北側の部分を数字として見ているということですが、北側の通路が例えば、そこが接道されなくなったから一団地認定として駄目かどうかというところまでは、数字的などころの確認は取れてはないんですが、一応数字としては、そこでカウントしているということになります。

【委員】 ●●さん、それでいい。

【委員】 はい、分かりました。敷地というか、通路を含むところの一団地の敷地の方の接道ということなんですね。

【事務局】 そうですね。

【委員】 はい。

【委員】 次の質問は、それで接道の長さの規定があれば、何であれば、通路の幅員に関する、通路の有効幅員に関する条件というのはあるんですか。言い

換えると、今回北側の通路を緑化していただいたので、前よりも有効幅員は減退しているはずですよ。これに限界値があるのか、あるいは、もっと緑化しても人が通れる程度を守ってあげればいいのか。その辺はどうなんでしょう。

【委員】 事務局、分かりますか。

【事務局】 そちらについては確認させていただきたいと思います。

【委員】 はい。

【委員】 今回緑化していただいて、従前のレイアウトに近いような形になっているので、もしかして現状の緑部分をうまく継承できるのであれば、これでもよいとは思いますが、もしかして、両側に緑地帯があって真ん中に歩行者通路がある方がよいという可能性は排除されないのか、一応そこは制度上、どういう条件があるのかは確認していただいた上で、その上で事業者さんとして、どちらのほう望ましいとお考えなのかというのを提案していただく。それを説明していただくのがよいのではないかなというふうに思います。

一番は結構です。擁壁の点はいかがですか。

【委員】 擁壁。そもそも敷地に高低差はあるんですけど。

【事務局】 ちょっと今前回の図面を画面に表示させていただいております、こちらの30ページですね。周辺状況立面図を添付させていただいております。こちらには擁壁の内容等を書いていないのと、それから簡略されているものにはございますが、敷地間で大きく高低差があるというものではないと思います。ですので、3メートルの擁壁という表現にはなっておりますが、塀のような、そういったものが3メートル立ち上がっているという認識になります。

【委員】 念のため確認しておいてください。擁壁って、●●委員おっしゃるように土を止めるものだと思うので、単なる塀なら単なる塀だと言っていたほうがいいので、確認していただけますか。高低差がないのは、この断面見れば。

【事務局】 会長。今、画面に共有している現況の写真、こちらの写真で言う西側の、こちらのほうが今言っている擁壁になります。

【委員】 この1番ですか。

【事務局】 そうですね、1番の北側の通路から見ている写真になりますが、こちら

に映っているとおり擁壁と言うよりかはブロック塀になりますので、高低差はない。

【委員】 このブロック塀は隣接する学校の持ち物ということですか。土はこっちにあるでしょうから。

【事務局】 すみません。確認させていただきたいんですけど、この3メートルの擁壁というのは、2番のところで、明星学苑とのいうところでの。

【委員】 そうです。ですから、駐車場と体育館との間が、この箇所ではないかもしれない。

【事務局】 そうですね。こちらの写真の11番、12番のところが擁壁ということになってございます。

こちら明星学苑が造られている防球ネットも含めた形での擁壁ということになってございます。

【委員】 これは前回資料30ページの図面を見ると、隣地境界線より、こっち側になっていますよね。敷地側に入っています。

【委員】 何か、ちょっと、はみ出しているね。

【委員】 うん。こういうものですか。何か明星学苑の施設とくっついて、何か抱き合わせになっているような、ちょっと今回調べてもらったほうがいいかなと思いましたが、はい。

【委員】 はい。

【事務局】 分かりました。

【委員】 ですから、多分、境界ラインに対して、少なくとも擁壁という表現は不適切なので、ブロック塀だ、高さ3メートルのブロック塀だとして、これが境界に対してどちらに入っているのかですね。多分、所有権のある敷地の側に控え壁があるはずなので、こちら側の写真に控え壁が写っていないのであれば、恐らく明星学苑の側のものなのかもしれません。そうだとすると、この上に防球ネットということじゃなかったかな。それで、隣接学校側が、これでよいと言っていて、事業者の側が止まる駐車場なんで、その裏が見えている状態でよいということであれば、そういう説明なんですよね。それで果たして、さらによいかどうかの議論はあるとして、ちょっと現状の把握という意味で、そこら辺をきちんと説明できるように資料を作っていたのがよいのではないのでしょうか。

【委員】 事務局よろしいですか。

【委員】 老朽化の度合いも確認していただいたほうがいいと思うんだよね。古いブロック塀、大きい地震で倒れたりしていますんで、そういうこともちょっと一応点検していただいたほうがいいかと思います。

【委員】 はい。

【事務局】 では、そちらにつきまして、調べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 他いかがでしょうか。

1番目のときにも話になった、この案件は、一団地の認定はどこがやったんですか。これも東京都ですか。分からない。

【事務局】 すみません、ちょっと分かりかねます。

【委員】 分かりました。というのも、さっきの接道長さの話も含めて、どういう条件設定で一団地が成立しているかというのをやっぱり分かって議論したほうがいいのかなと思ったので、もし分かるのであれば、資料として提出してほしいと思います。1番と同じで分からなければ、それで仕方ないですけれども。

【事務局】 分かりました。今回のものにつきまして、また一団地の認定を取る形になりますので、その辺も含めて資料で示したいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 お願いいたします。他いかがでしょうか。

では、ちょっと宿題も出ちゃいましたので、この案件につきましても、継続案件をさせていただいて、引き続き次回審議をしたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 はい。

【委員】 それでは、順番でいくと日程第3なのですが、日程第3は大規模土地取引行為ということで、本審査会の運営要項の規定によって非公開案件となることから、公開案件となっている日程第4の報告事項を先にやりたいと思います。

ということで、日程第4、その他報告事項土地利用構想及び景観構想（日鋼町地内）について、事務局から説明をお願いいたします。事務局。

【事務局】 それでは、日程第4、報告事項土地利用構想及び景観構想（日鋼町地内）につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、令和3年3月17日に、ベータ インベストメン

ト ジャパン特定目的会社から届出のあった土地利用構想及び景観構想であり、本審査会において、令和3年6月16日に答申を頂いております。

また、本案件の北側隣地においてもシンフォニー特定目的会社が令和3年10月29日付で土地利用構想及び景観構想を届出しており、実態が同じ会社であり、同じ設計者により計画されていることから、併せて審議を行っております。

現時点で改めて設計が変更されデザインが大きく変わったことから、報告させていただくものです。

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

資料右下にページ数が示してありますのでご確認ください。

資料1ページをご覧ください。こちらは位置図であり、今回変更の計画が示されている区域を青で示しております。

資料2ページをご覧ください。こちらは案内図であり、今回変更の計画が示されている区域を青で示しております。

なお、赤の斜線で示している区域が令和3年10月に届出のあった区域になり、こちらも変更予定と聞いておりますが、現時点では設計ができていないことから、今回の報告に含まれておりません。

資料3ページをご覧ください。こちらは、外構図になります。比較として、資料10ページが前回の資料となっており、10ページの下段、下のほうの計画が当該地となっております。大きな変更はございませんが、緑地の位置等が変更となっております。

資料4ページをご覧ください。資料4ページから7ページが立面図となっております。比較として、資料15ページの上段左側の建物が当該建物となっております。また、北側敷地の建物と同デザインとなっていたことから、参考として、資料11ページから14ページまで、北側敷地の建物の立面図を添付しております。

資料8ページをご覧ください。こちらは、当該地東側のすずかけ通り側から見たイメージパースでございます。比較として、資料16ページが前回の同視点からの見たものになります。

資料9ページをご覧ください。こちらは、当該地西側の日鋼団地側から見たイメージパースでございます。比較として、資料17ページが前回の同視点から見たものになります。

また、当日資料で申し訳ございませんが、夜間のイメージパースを用意いたしましたので説明いたします。

今、画面に映します。

当日資料の1ページをご覧ください。

こちらは当該地東側のすずかけ通り側から見た夜間のイメージパースでございます。比較として、当日資料の3ページです。3ページが、前回の同視点から見たものでございます。

当日資料2ページをご覧ください。こちらが当該地西側の日鋼団地側から見た夜間のイメージパースでございます。比較として、当日資料の4ページをご覧ください。こちらが前回の同視点から見たものになります。

それから戻りまして、事前に置かせていただいた資料の20ページをご覧ください。18ページですね。申し訳ございません。18ページをご覧ください。

18ページ及び19ページは当該地における土地利用構想及び景観構想の答申になっております。

資料20ページをご覧ください。20ページ及び21ページは当該地の北側敷地における土地利用構想及び景観構想の答申になります。

以上で説明を終わります。

【委 員】 説明は以上となりました。

これは報告ということで、今後どうなるんでしたっけ。

【事務局】 こちらにつきましては、以前、土地利用構想及び景観構想の届出があった審議をしていただき、答申と市のほうから助言を出している状況でございます。通常であれば、その助言後に事業者のほうで詳細な設計を行って、地域まちづくり条例に基づく事前協議を行っていく形になります。ただ、現状、設計が今回お示ししたとおり変更がありますので、こちらの内容で市としても問題ないと思います。支障がない状況であれば、この後に、地域まちづくり条例に基づく事前協議に入っていく形になります。

以上です。

【委 員】 この場にも、また改めて審議するものとして上がってくる。

【事務局】 事前協議につきましては、土地利用景観調整審査会のほうに諮るものではなくて、実際には市のほうで、関係各課と協議をして設計を、設計というか、計画を詰めていくようなものになりまして、最終的には市と事業者

で協議を協定を結ぶという手続になっております。

【委員】 じゃあ、これに関しては今日だけという認識でいいのかな。

【事務局】 現状としては今こちらで報告をさせていただいております、また、この北側の敷地のほうでも改めて設計が上がってきましたら、そちらも報告はさせていただく考えではおります。

【委員】 はい。もう我々が答申を出すとか、そういうあれではないということですね。

【事務局】 会長、すみません。一応、報告事項にはなるんですけれども、こちらご覧になっていただいて、何か大きく指摘等があれば、少しご意見をいただければなと思っております。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 ●●です。ちょっと確認ですけど、これ既に答申が出したのものについて、計画の修正を行ったので、このまま協議に進みたいというような申出が事業者さんからあって、この報告事項としては今日の資料が示されているという理解でよろしいでしょうか。それで、例えば、前半のほうに、この修正後の例えば立面とか、パースがあって、今回の資料で言う11ページ以降が前回審議をしたときの資料ということでもよろしかったでしょうか。

【事務局】 10ページ以降が前回の審議していただいたときの内容になり、平面、立面、パースですとか。

【委員】 であれば、これは、以降は意見ですが、拝見するに、報告事項として扱って、その後、そのまま進んでいただくには、あまりにも立面や建物の形状などの変更が大きいので、こんなに大きい変更をされるのであれば、これはやっぱり再審議ではないかというふうに私は思います。意見です。

以上です。

【委員】 そのあたりを僕も確認したかったんですが、市としては、設計変更なので事前協議を進めたいというご意向なんですか。

【事務局】 こちらにつきましては、一度審議をいただいたときに頂いた答申というのがございまして、その中で、一応、相手としては、改めて、今回状況も含めて変わったということで、変更が出てきた状況がございまして。我々としても、このまま進めるのがいいのかというところはちょっと悩んでいたところがあったんですけれども、まず先生たちのほうにも見ていただいて、

これが軽微なのかどうかというところも、ちょっとご確認いただければと思っております。内容自体にそれほど支障がないということであれば、このまま進めるのもいいのかなと思ってはいたんですけども、今、●●委員からもお話があったとおり、再審議したほうがいいんじゃないかということであれば、それは我々としても受け止めていきたいと考えております。

以上です。

【委員】 他の委員の方いかがでしょうか。

【委員】 ●●ですけども、やっぱりちょっと変更が大きいと思いますし、私も再審議が必要じゃないかと思います。非常に平板な平面になっている、立面になったりですね、緑化のところも失われたりとか、大分変更が大きかったかなと思います。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。●●委員、●●委員は入る前の審議なので、なかなかご意見ないかと思うんですけども、そういった状況も含めるとやはり設計の内容については再審議、紋切り型に最初から再審議しろというわけではなくて、変更になった部分はしっかりと我々の目でチェックをして、場合によっては追加の方針を出すとかというのをやったほうがいいんじゃないですかね。どうでしょう。

【事務局】 内容については、大きく変わっているというところの判断がやはりありますので、そのような形で進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員】 では、よろしくをお願いします。

【委員】 会長、一つ関連して質問があるのですが、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 私の記憶が正しければ、こちらのほうの案件を審議したときに、地区計画で定めるところの用途の電算センターのほうが、当時はある程度昼間人口の見込める電算センターであったにもかかわらず、その後の技術発展や状況の変化により少し、現在は電算センターの地区計画で定める用途に合致しているという判断を府中市がされているようなんですが、それが時代に合っていないというか、当初の地区計画を定めたときの意思というか、精神にそぐわないのではないかという疑義の意見も差し上げました。これについては、会長と府中市のほうで少し話をされて、今後どうされるの

か、後出しじゃんけんにならないように改めていくということが当時お言葉として頂いたかと思うんですが、その進展がどのようになっているのか。あるいは、その進展が今回の審議内容にどういう影響があるのかという、その境界条件を確認、今日じゃなくて、次回までに確認させていただければと思います。

以上です。

【委員】 分かりました。あんまり進展はしていないように思いますが、市として、何か市の内部で議論したというのがあれば、次回でも結構ですので、ご紹介いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、分かりました。今、市のほうで協議をした中におきましては、確かに当時としては昼間人口を望んだような形のところの中でのもので地区計画というのを定めている状況になってございます。しかしながら、今の地区計画の内容自体がそれを具体的に書いてあるものなのかということにつきましては、実際に書いていない。そこまで求めたものということにはならないんじゃないかということもございまして、今のところ、市として、この地区計画をこれに基づいて変更する必要があるんじゃないかということには至っていないというのが今の市の状況でございます。

【委員】 今のご回答は承知いたしました。私が意見を申し上げたもう一つは、やっぱり基本的な考え方として、当時府中市がこの日鋼町インテリジェントパークを整備されるに当たって都市計画的な手法を用いて地区計画を定められたという経緯があるので、そのときに、この地区の開発の方向性として、どういう政策目的を持たれて、どのような整備のイメージをお考えだったのかということ、地区計画面定まっているということは、より詳細な意思をお持ちだったということだと思うので、それを補完する資料ですね、ですから、昼間人口をこのように増進していきたいとか、もし、そういうことが当時話し合われていて、そのことが示されている資料などがあれば、補助的に吟味すべき補助材料になりますので、ぜひ、提出していただければと思います。

以上です。なければ結構です。

【委員】 では、ちょっと探してみただければと思います。

【事務局】 はい、分かりました。

日程第3の審議内容は非公開

会 長

● ● ● ●

委 員 (●●委員)

● ● ● ●